

小平市地域包括ケア推進計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

総務省統計局の発表では、平成28年3月1日現在の日本の総人口は1億2,696万人あまりで、前年同月に比べて減少傾向が続いている。一方、高齢者人口は3,427万人あまりで、高齢化率は27%となっている。

小平市の平成28年8月1日現在の人口は、189,308人で、引き続き微増傾向が続いているものの、将来的には減少傾向に転じると推計されている。一方、高齢者人口は42,940人、高齢化率は22.7%となっており、今後も増加が続くことが見込まれている。

小平市では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を総合的に推進するため、「小平市第三次長期総合計画」を上位計画として、3年を1期とする「小平市地域包括ケア推進計画（小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を策定している。

平成29年度には、現行の「小平市地域包括ケア推進計画（平成27年度～29年度）」の計画期間が終了することから、国や東京都の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、小平市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築をさらに推進していくため、新たな計画を策定していくものとする。

2 計画の位置付け

本計画の法定上の位置付けは、次のとおりである。また、計画の策定に当たっては、「小平市第三次長期総合計画」や「小平市地域保健福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」等の上位・個別の各計画と整合性を図るものとする。

(1) 高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」に該当する、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画である。

(2) 介護保険事業計画

介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」に該当する、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画である。

※地域包括ケア推進計画は両計画を総称したものである。

3 計画対象期間

計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

4 計画策定体制

(1) 庶務担当

計画策定作業等の庶務は、健康福祉部高齢者支援課が処理する。

(2) 計画策定調整会議の設置

関係する部局の連携を図るため、「小平市地域包括ケア推進計画策定調整会議」を設置する。

(3) ワーキングチームの設置

計画策定調整会議に、「ワーキングチーム」を置く。ワーキングチームは関係各課の職員をもって編成し、関係業務内容の整理・集約・分析等、素案づくりに必要な業務を行う。

5 小平市介護保険運営協議会

計画の策定に当たり、学識経験者、医療・保健福祉関係者、被保険者により構成される小平市介護保険運営協議会において計画案等の検討を行う。

6 市民からの意見・要望等の収集

計画の策定に当たっては、基本的には素案段階で、市報やホームページ、窓口配置等により広く公表し、市民からの意見等を聴取する。具体的には、市民意見提出手続(パブリックコメント)を実施し、意見や要望等を収集する機会を設けるほか、関連事業の実施過程等において、可能な限り市民意見等の把握に努めるものとする。

7 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定に当たっては、本基本方針の策定及び市民意見公募手続(パブリックコメント手続)の実施の際等、適宜、市議会(幹事長会議・厚生委員会)へ報告を行う。

(2) 情報の公開

計画策定の進捗に応じて、適宜小平市ホームページ等で情報を公開する。また、小平市介護保険運営協議会は公開とし、会議の要旨及び会議資料等については、終了後速やかに市ホームページ等により公表する。

8 アンケート調査の実施について

平成28年11月に郵送によるアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。実施する調査の種類、対象、発送件数は下記のとおり。

| 種類 | 対象 | 発送数 |
|---------------------|---|-------|
| ①一般高齢者アンケート | 市内に居住する65歳以上の市民(要支援・要介護認定者を除く) | 3,000 |
| ②在宅サービス利用者アンケート | 介護保険の在宅サービス利用者 | 2,100 |
| ③施設・居住系サービス利用者アンケート | 介護保険の施設・居住系サービス利用者 | 900 |
| ④介護保険サービス未利用者アンケート | 介護保険サービス未利用者 | 900 |
| ⑤日常生活圏域ニーズ調査 | 市内に居住する65歳以上の市民(要支援・要介護認定者を除く) ※①の調査実施対象者を除く。 | 3,000 |
| ⑥ケアマネジャーアンケート | 市内の居宅介護支援事業所に在籍するケアマネジャー | 120 |

9 アンケート調査にかかる予算措置

アンケート調査にかかる調査等委託料については、平成28年度当初予算で措置済み。

10 計画策定スケジュール

| | 介護保険運営協議会、市民参加 | 事務局・所管課 |
|--------|---------------------------|---|
| 28年11月 | 第3回介護保険運営協議会 アンケート調査 | アンケート調査発送 |
| 12月 | | アンケート調査回収 |
| 29年1月 | | アンケート集計・分析 |
| 2月 | 第4回介護保険運営協議会 | |
| 3月 | | アンケート調査報告書完成 計画策定調整会議及びワーキング チームの設置（適宜開催） |
| 4月 | | 第1回計画策定調整会議 計画内容の協議 |
| 5月 | 第1回介護保険運営協議会 | |
| 6月 | | 第2回計画策定調整会議 |
| 7月 | 第2回介護保険運営協議会 | |
| 8月 | | 第3回計画策定調整会議 |
| 9月 | 計画（素案）作成 第3回介護保険運営協議会 | 第4回計画策定調整会議 計画（素案）内容の協議 |
| 10月 | 第4回介護保険運営協議会 | |
| 11月 | パブリックコメントの実施 | 第5回計画策定調整会議 意見集約・反映 |
| 12月 | 計画（案）のまとめ 第5回介護保険運営協議会 | |
| 30年1月 | | 第6回計画策定調整会議 計画（案）の協議 |
| 2月 | 計画最終案 第6回介護保険運営協議会 | 介護保険条例改正 |
| 3月 | | 計画の完成 計画書印刷・製本 |

※会議等のスケジュールについては、計画策定の進捗状況により変更の可能性あり。